

特定施設設置届出

○特定施設設置の工事の30日前までに届出すること

○提出部数・・・2部（正本とその写し）

※届出者の押印は不要です。

○添付書類

- ・騒音または振動防止の方法（任意の様式）
- ・設置する機械の仕様書（カタログ等）
- ・作業場所の付近見取り図（現場周辺が分かるもの）
- ・現場図面（平面図等）

提出先：桜井市 環境部 環境総務課

TEL：0744－45－2001